

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	
開 催 年 月 日	令和8年2月9日（月）	
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 15時00分まで	
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室	
議 長 等 の 氏 名	弘前大学特任教授 瀧本 壽史	
出 席 者	会 長	瀧本 壽史
	委 員	大谷 伸治
	委 員	須藤 龍哉
	委 員	石場 創一郎
	委 員	今井 二三夫
	委 員	垂井 祐司
		（代理出席：森山 賢一）
	委 員	蒔苗 俊規
	委 員	小笠原 清寿
	委 員	小林 勝
	委 員	小山内 孝紀
	委 員	森岡 欽吾
欠 席 者	委 員	山館 久美子
事 務 局 職 員 の 名 職 氏 名	都市計画課長	小倉 洋幸
	都市計画課景観係長	天坂 拓
	都市計画課主査	山内 慶子
	都市計画課主事	阿保 優花
	文化財課長	石岡 博之
	文化財課長補佐	小石川 透
	文化財課主幹兼文化財保護係長	高木 一誠
関 係 人 出 席 者	公園緑地課弘前城整備活用推進室主幹 関 剣太郎	
会 議 の 議 題	会 議 案件1 令和7年度 進行管理・評価シートについて 案件2 弘前市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について	

<p>会 議 結 果</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>会議資料の名称</p>	<p>資料1 案件1 令和7年度 進行管理・評価シート 説明 資料2 令和7年度 進行管理・評価シート (案) 資料3 案件2 弘前市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について 資料4 認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧 資料5 弘前市歴史的風致維持向上計画 (第2期) 変更箇所抜粋</p>
<p>会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・公開</p>

令和7年度第1回 歴史的風致維持向上計画推進協議会議事録

日時：令和8年2月9日（月） 午後2時～

場所：弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

【会議】 案件1 令和7年度 進行管理・評価シートについて

◎説明事項

事務局より、歴史的風致維持向上計画の事業進捗について「令和7年度 進行管理・評価シート（案）」（資料2）に沿って説明。

<委員からの意見>

【瀧本会長】 資料2の15ページにある新規事業について、事業期間が令和7年度から令和7年度となっているが、他の事業では令和10年度までとなっている。これは令和7年度で終了の事業ということでしょうか。

【事務局：都市計画課 天坂景観係長】 そのとおりです。現時点におきまして、来年度以降、この事業を実施する予定はありません。

【瀧本会長】 一戸時計店の関係で今年度必要があったので実施したということでしょうか。

【事務局：都市計画課 天坂景観係長】 そのとおりです。

【瀧本会長】 他に意見がないようなので、この事務局案を国に報告するという事でしょうか。

（了承）

【瀧本会長】 それでは事務局は、国との手続きを進めてほしい。

案件2 弘前市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について

◎説明事項

事務局より、弘前市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について「認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧(案)」(資料4)と「弘前市歴史的風致維持向上計画(第2期)変更箇所抜粋」(資料5)に沿って説明。

<委員からの意見>

【瀧本会長】 国の補助事業として、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業に弘前市が関わって予算の充実を図り、その分の新規事業が出てきたと思う。それらも含めた計画の軽微な変更ということであるが、資料について事務局への希望として、今回は事務局が気付いた訂正が主となっており、訂正箇所だけを抜粋した資料が配付されているが、これまでの議論では、この会議において新たに変更した方が良いなどの委員からの意見をいただき、それを加えた形での軽微な変更としてやってきたと思う。今後は訂正箇所の資料の配付ではなく、計画書の全部を事前に委員へ配付してもらいたい。

【事務局：都市計画課 天坂景観係長】 今後はそのように対応いたします。

【瀧本会長】 委員の任期が来年度までの2年間となっているので、少し直したほうが良いというところがあれば、次回の会議で発言いただければと思う。

ほかに意見が無いようなので、この事務局案のとおり手続きを進めていくということではよろしいか。

(了承)

【瀧本会長】 それでは事務局は、国との手続きを進めてほしい。

その他

【今井委員】 資料5の199ページに補修が必要となっている建物が挙げられているが、歴史的建造物の中には活用するにあたって手直しが必要なものがある。建築基準法の関係で簡単には手がつけられない状況にもあるなか、外観を手直ししなければならない建物や、今年の豪雪で屋根の庇が折れるなど損害を被り、どうしたらよいのかとの相談が私に寄せられている。今後このような状況の建物について、事業に追加記載というような対応は可能なものなのかを教えてほしい。

【事務局：都市計画課 天坂景観係長】 建物の所有者あるいは管理者等から補助金を活用して整備を行いたいということであれば、随時、都市計画課にご相談いただければと思います。内容を確認したうえで、歴まち計画にも掲載していければと思います。

【瀧本会長】 令和10年度までの計画のため、場合によって追加は可能ということではよいか。

【事務局：都市計画課 小倉課長】 国の新しい補助金が使いやすいということがありますので、その辺を見極めながら考えていきたいと思っております。一方で、所有者の自己負担が必ず発生してきますので、その兼ね合いも所有者等と話し合いながら、調整していきたいと思っております。

【今井委員】 所有者は、市が歴史的建造物に挙げている建物を自分が普段使用している大工職人に勝手に依頼していいのかという考えがあるようなので、いずれ雪が消えて春になったら都市計画課に相談に伺うよう話をしたい。

【瀧本会長】 可能なところとそうではないところがあるとは思いますが、市民の意向も踏まえながらの歴まち計画のため、十分配慮していただきたいと思う。ほかに意見が無いようなので、会議を終了する。

(閉会)